



平成 23 年 6 月 16 日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 阿部 俊則
(コード番号 1928 東証・大証・名証 市場第一部)

本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目 1 番 8 8 号

問合せ先

責任者役職名 取締役 専務執行役員
コーポレート・コミュニケーション部長

氏 名 平林 文明

T E L (06) 6440-3111

2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 16 日開催の取締役会において、2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

1960 年の創業以来、当社は常に業界に先駆け安全・安心・快適な住宅を供給し、住宅産業のリーディングカンパニーとして業界を牽引して参りました。2006 年に施行された住生活基本法により量の確保から質の向上へと我が国の住宅政策が大きく転換する中、当社は良質な住宅および住環境に関する研究開発やその普及促進に努めて参りました。その成果の一環として、2008 年の北海道洞爺湖サミットでは、当社が建設に協力いたしました「ゼロエミッションハウス」を通じ、当社住宅の環境技術を世界に発信することとなりました。当社はこのように国内において着実な実績と歩みを進め、2010 年 1 月には累積建築戸数 200 万戸を達成いたしました。

このような中、当社は、2010 年 8 月に創立 50 周年を迎えるにあたり、今後の新たな飛躍を目指し中期経営計画を策定いたしました。コア事業である工業化住宅においては、環境配慮型住宅の普及、販売促進を事業拡大のドライバーとして推進する「グリーンファースト戦略」を基軸に積極的に事業を展開し、業績向上に努めております。また同時に、生産工場においてオートメーション化率を高めた新製造ラインを導入する等、収益構造改革も着実に進めております。

一方、ポートフォリオの拡大として位置付けた国際事業につきましては、現在まで当社が国内で実績を積み重ねてきた良質な住宅および住環境を海外で提供することを目指し、オーストラリアで既に販売を開始しているマンション事業をはじめ、中国、アメリカ、シンガポール等、高い経済成長および人口の増加等が見込まれる国々を中心に事業を展開しております。

その中でも特に高い成長が期待される中国では、蘇州市や瀋陽市において各地方行政機関と連携し、戸建住宅（タウンハウス）およびマンション群からなる大型都市開発を計画しており、数年をかけて総戸数 7,000 戸、総売上規模 2,000 億円程度を目指したいと考えております。将来的には、当社国際事業は当社グループの大きな柱の一つとしての役割を担っていくと考えております。今後中国やオーストラリアをはじめ世界各国において、単なるマンション建設等開発事業に止まらず、当社戸建住宅のノウハウを蓄積し

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

た工業化住宅の技術を持ち込み、その地に根付いた住文化と産業の発展に寄与して参りたいと考えております。

このような背景の下、当社は国際事業を含め、事業成長に向けた国内外の設備投資等の積極的な戦略投資を行い、さらには財務体質の柔軟性を高めるべく、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の新規発行による手取金は、約 499 億 3,000 万円です。当社は、中国における事業運営（約 300 億円）、中国及び国内における設備投資（約 100 億円）並びに長期借入金の返済のための資金調達を目的として、本新株予約権付社債を発行いたします。当該手取金は、より詳細には主として次のように充当いたします。すなわち、2011 年 7 月末までに、中国における事業運営のために本新株予約権付社債発行までの間のつなぎの資金調達手段として発行した短期社債の償還に約 300 億円を、同じく 2011 年 7 月末までに、中国及び国内における設備投資のために本新株予約権付社債発行までの間のつなぎの資金調達手段として発行した短期社債の償還に約 72 億円を、2012 年 4 月末までに、中国及び国内における設備投資に約 28 億円を、そして残額は 2011 年 10 月末に返済期限を迎える長期借入金の返済に、それぞれに充当する予定です。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

本新株予約権付社債は、時価を上回る水準に転換価額を設定することで、発行後の 1 株当たり利益の希薄化を極力抑制し、また、120%転換制限条項※を付すことにより、発行後一定期間にわたり株式への転換可能性を抑制するなど、既存株主の皆様に配慮した商品設計となっております。

また、ゼロ・クーポンにて発行することで、将来の金利上昇に備えるとともに、調達コストの最小化を図ることができ、金融収支の改善を見込めることから、当社にとって最適な資金調達手段であると考えております。

※転換制限条項について

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できないこととする条項をいいます。本新株予約権付社債においては、原則として、ある四半期の最終 30 連続取引日のうちいずれかの 20 取引日において、当社普通株式の終値が転換価額の 120%を超えた場合に限り、投資家は翌四半期において新株予約権を行使することができます。但し、満期償還期日の 1 年前の日以降については、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社債の名称

積水ハウス株式会社 2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の 100%（各本社債の額面金額 10,000,000 円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2011 年 7 月 5 日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Mizuho International plc を主幹事引受会社兼ブックランナーとする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の 102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（単元株式数 1,000 株）であり、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する本新株予約権の総数

5,000 個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 10,000,000 円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2011 年 7 月 5 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

債に関して当社と上記 5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に 1.1 を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2011 年 7 月 19 日から 2016 年 6 月 21 日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、(i)下記 7.(4)(イ)ないし(ホ)記載の繰上償還の場合には、当該償還日の東京における 3 営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、下記 7.(4)(ロ)記載の繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii)下記 7.(4)(ハ)記載の繰上償還の場合には、下記 7.(4)(ハ)に従い、償還請求書が主支払代理人の所定の事務所に提出された時まで、(iii)下記 7.(5)記載の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また(iv)下記 7.(6)記載の期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、(x)2016 年 6 月 22 日以降、及び(y)当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（以下「株式取得日」

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

という。) (又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日) が、基準日 (以下に定義する。) 又は社債、株式等の振替に関する法律 (平成 13 年法律第 75 号) 第 151 条第 1 項に従い株主を確定するために定めたその他の日 (以下「その他の株主確定日」という。) の東京における 2 営業日前の日から当該基準日又は当該その他の株主確定日 (基準日又はその他の株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における 3 営業日前から当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における翌営業日) までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。当社が定款で定める日以外の日を基準日又はその他の株主確定日として設定する場合、当社は当該基準日又はその他の株主確定日の東京における 5 営業日前までに受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株主に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設定しておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2015 年 7 月 6 日 (但し、当日を除く。) までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日 (以下に定義する。) に終了する 30 連続取引日のうちいずれかの 20 取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の 120% を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日 (但し、2015 年 5 月 1 日に開始する四半期に関しては、2015 年 7 月 3 日) までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

① (i)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関 (以下「JCR」という。) による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付が A 以下である期間、(ii)JCR により当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は(iii)JCR による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

② 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記 7.(4)記載の本社債の繰上償還の通知を行った後の期間 (但し、下記 7.(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

③ 当社が組織再編等を行うにあたり、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

なお、本(ロ)において「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(8) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

本新株予約権の取得事由は定めない。

(9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において承認された場合には、当社は、当該組織再編等の効力発生日までに本社債の全てが償還されていない限り、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項及び信託証書に従って、本新株予約権付社債及び信託証書の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

かかる承継及び交付は、当該組織再編等の効力発生日に（承継会社等が新たに設立される場合には、実務上可能な限り速やかに、但し、当該組織再編等の効力発生日から 14 日以内の日に）有効となるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記(イ)に記載する承継が行われた日のいずれか遅い方の日から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件等

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(10) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

500 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額。

(2) 社債の利率

本社債に利息は付さない。但し、下記 7.(6)に従い遅延利息が支払われることがある。

(3) 満期償還

2016 年 7 月 5 日（償還期限）に本社債の額面金額の 100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負うこと及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる追加額の支払義務を回避し得ないことを受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において、当社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ 90 日前の日より前にかかる通知を行うことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が発生した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における 14 営業日以上前に通知した上で（かかる通知は、当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日以降実務上可及的速やかに行うものとする。）、当該通知に

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。かかる償還金額のうち本社債の額面金額の 100%を超える部分（もしあれば）は、専ら、（かかる場合には一定の価値を有する）本新株予約権が、上記 6.(6)の記載に従い、償還日の 3 営業日前に行使できなくなることを理由として支払われるものである。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6.(4)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 160%とする。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記 6.(4)記載の転換価額の決定までに確定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- (i) 当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）
 - (ii) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）
 - (iii) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）
 - (iv) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）
 - (v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の者に引き受けられることとなるもの
- (二) 上場廃止等による繰上償還

金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、公開買付者が、当該公開買付けの結果、当社普通株式の上場が廃止されるだけの数の当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けの公開買付届出書又はその変更届出書に明記された最初の決済日から 14 日以内に、本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

160%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ニ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が、(i)東京証券取引所による上場廃止の決定日と、(ii)当該公開買付けの公開買付届出書又はその変更届出書に明記された最初の決済日から180日後のうちいずれか早い日までに生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、上記のいずれか早い日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記(ハ)及び本(ニ)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ハ)の手続が適用され、本(ニ)は適用されないものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。)で繰上償還するものとする。

(ハ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、(i)2014年7月7日、及び、(ii)組織再編等の効力発生日の東京における5営業日前に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、上記繰上償還日に先立つ30日以上60日以内にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還請求書とともに新株予約権行使受付代理人に預託することを要するものとする。

(ト) 組織再編等と繰上償還条項の優先順位

- (i) 当社が上記(イ)ないし(ホ)に基づき本社債全てを繰上償還する旨の通知を行った場合、上記(ハ)に基づく本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還の通知に優先する(当社が上記(イ)ないし(ホ)に基づく通知を行った時間的前後を問わない)。本新株予約権付社債権者が上記(ハ)に従い繰上償還の通知を行った後、当社が上記(イ)ないし(ホ)に従い本社債を繰上償還する旨の通知を行った場合、当該本新株予約権付社債券は本新株予約権

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

付社債の要項に定める支払いのために提出されたものとみなす。

- (ii) 本新株予約権付社債権者が上記(ハ)に従い繰上償還の通知を行った場合、当該通知による繰上償還請求は、上記 6.(9)に従い、承継会社等（上記 6.(9)に定義する。）をして本新株予約権付社債及び信託証書の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させる当社の義務に優先するものとする。
- (iii) 組織再編等が発生した場合、受託会社及び本新株予約権付社債権者はいずれも、①上記 6.(9)に従い、承継会社等（上記 6.(9)に定義する。）をして本新株予約権付社債及び信託証書の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるか、又は②上記(ハ)の記載に基づき繰上償還をするか（この場合、上記 6.(9)記載の義務は適用がないものとする。）について、当社に指示する権利又は権限を有しない。かかる決定は当社のみが行うものとする。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。なお、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は消却のため当社に引渡すことができる。

(6) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する契約違反、当社又はその主要子会社についての元本 5 億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、支払い停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量により、又は残存する本社債の額面総額の 25%以上の保有者の書面による要求又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額の 100%に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、下記(9)記載の主支払代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀行によって引用される、債務不履行の日の午前 11 時現在の 3 ヶ月円預金に係るオフアード・レートと等しいものとして、当該主支払代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額をいう。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る支払代理人、新株予約権行使受付代理人及び名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(10) 社債の担保又は保証

本社債は担保又は保証を付さないで発行される。

(11) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

<ご参考>

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の新規発行による手取金は、約 499 億 3,000 万円です。当社は、中国における事業運営（約 300 億円）、中国及び国内における設備投資（約 100 億円）並びに長期借入金の返済のための資金調達を目的として、本新株予約権付社債を発行いたします。当該手取金は、より詳細には主として次のように充当いたします。すなわち、2011 年 7 月末までに、中国における事業運営のために本新株予約権付社債発行までの間のつなぎの資金調達手段として発行した短期社債の償還に約 300 億円を、同じく 2011 年 7 月末までに、中国及び国内における設備投資のために本新株予約権付社債発行までの間のつなぎの資金調達手段として発行した短期社債の償還に約 72 億円を、2012 年 4 月末までに、中国及び国内における設備投資に約 28 億円を、そして残額は 2011 年 10 月末に返済期限を迎える長期借入金の返済に、それぞれに充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本新株予約権付社債はゼロ・クーポンであり、金利負担軽減の効果があると考えておりますが、今期の業績への影響はございません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、中・長期にわたるより高い利益配分の実現と経営の健全性を維持するため、中期的な平均配当性向につきましては、最低 40%を確保することとしております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に際しては、上記(1)の基本方針に基づき、経営環境及び業績等を勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、今後の持続的成長に必要な設備投資等に充てる予定であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等（連結）

| | 平成 21 年 1 月期 | 平成 22 年 1 月期 | 平成 23 年 1 月期 |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1 株当たり当期純利益又は 当期純損失（△） | 17.04 円 | △43.32 円 | 45.02 円 |
| 1 株当たり年間配当金 (1 株当たり中間配当金) | 24.00 円 (12.00 円) | 10.00 円 (10.00 円) | 21.00 円 (13.00 円) |
| 実績配当性向 | 140.85% | －% | 46.65% |
| 自己資本当期純利益率 | 1.51% | △3.98% | 4.19% |
| 純資産配当率 | 2.13% | 0.92% | 1.95% |

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たりの年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本（期首の自己資本と期末の自己資本の平均）で除した数値です。
3. 純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり純資産（期首の1株当たり純資産と期末の1株当たり純資産の平均）で除した数値です。
4. 平成 23 年 1 月期の 1 株当たり年間配当金及び 1 株当たり中間配当金には、創立 50 周年記念配当 5.00 円を含んでいます。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

| | 平成21年1月期 | 平成22年1月期 | 平成23年1月期 | 平成24年1月期 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 始 値 | 1,180 円 | 751 円 | 850 円 | 799 円 |
| 高 値 | 1,264 円 | 1,018 円 | 977 円 | 944 円 |
| 安 値 | 642 円 | 592 円 | 715 円 | 719 円 |
| 終 値 | 769 円 | 855 円 | 799 円 | 775 円 |
| 株価収益率(連結) | 45.13 倍 | 一倍 | 17.75 倍 | — |

(注)1. 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成24年1月期の株価については、平成23年6月15日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

(3) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する引受契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、Mizuho International plcの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換できる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社の取締役及び執行役員向けのストックオプションの付与、単元未満株主の買増請求による普通株式の売渡し、その他日本法上の要請による場合を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。